

## 福祉有償運送の概要について

### 1 福祉有償運送とは

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、市町村、NPO法人、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいいます。

### 2 福祉有償運送の登録及び更新

福祉有償運送を行う場合は、運輸支局長等の行う登録を受ける必要があります。

また、登録及び更新の申請にあたっては、事前に市町村等が主宰する地域公共交通会議や運営協議会等において、福祉有償運送の必要性等について協議が調うことが必要となります。

### 3 福祉有償運送運営協議会の役割

運営協議会は、次の事項について、地域の関係者が集まり具体的な協議を行います。

- (1) 福祉有償運送の必要性
- (2) 運送の区域
- (3) 旅客から収受する対価
- (4) 旅客の範囲

また、運営協議会は、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとします。

※(2)～(4)については、次ページからの「自家用有償旅客運送ハンドブック」抜粋資料をご確認ください。

※福祉有償運送運営協議会については、道路運送法改正により、地域公共交通会議と統合されましたが、経過措置により地域公共交通会議とみなされます。

(道路運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の道路運送法施行規則第五十一条の七第一号に規定する運営協議会は、第三条の規定による改正後の道路運送法施行規則第四条第二項に規定する地域公共交通会議とみなす。